

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る  
経済産業大臣への建議について（案）

令和 7 年 5 月 1 2 日  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課

（趣旨）

小売電気事業及びガス小売事業における取引環境の変化などを踏まえ、制度設計・監視専門会合において、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方について検討を行った。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）から経済産業大臣に対し、所要の制度的措置を図るよう建議することについて御審議いただきたい。

**1. 本件の経緯・概要**（※詳細については、公開 4 - 1 の別紙を参照）

**① 電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法について**

- ・令和 6 年 1 0 月、小売電気事業者が、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法により、電磁的方法（WEB、メール等）による書面交付義務の履行に係る承諾を取得していた事案に関して、取引監視課長名での文書指導を行った。
- ・電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法については、指針等で明記されていないところ、本年 4 月 2 5 日に開催された、第 8 回制度設計・監視専門会合（以下「第 8 回専門会合」という。）において、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法としては認められないことを、「電力の小売営業に関する指針」（令和 7 年 3 月 3 1 日最終改定）そして、「ガスの小売営業に関する指針」（令和 7 年 3 月 3 1 日最終改定）に明記することについて検討を行った。
- ・これを踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」に、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法としては認められない旨を明記する改正を行うよう建議することとした。

**② ガス開栓に係る取引環境の整備について**

- ・令和 7 年 3 月 3 1 日に開催された第 7 回制度設計・監視専門会合（以下「第 7 回専門会合」という。）において、ワンタッチ供給を利用するガス小売事業者のガス開栓に係る取引環境を整備するため、「適正なガス取引についての指針」（令和 3 年 4 月 1 日最終改定）を見直す方針について検討を行った。
- ・また、上記第 8 回専門会合においては、第 7 回専門会合を受けて、「適正なガス取引についての指針」に記載する具体的な改正案について検討を行った。
- ・これを踏まえ、「適正なガス取引についての指針」について、ガス小売事業者とガス卸事業者との間のガス開栓に係る協議に関して所要の改正を行うよう建議することとした。

35  
36  
37  
38  
39  
40

## 2. 今後の対応 (案)

公開4-2のとおり、委員会から経済産業大臣に対し、所要の制度的措置を図るよう建議することとしたい。

以上